更生手続終結

平成２３年（ミ）第１－３号
岡山市北区下石井１丁目２番３号
更生会社　株式会社林原
管財人　松嶋　英機
同　　長瀬　玲二
平成２３年（ミ）第４号
東京都港区赤坂１丁目12番32号
更生会社　太陽殖産株式会社
管財人　松嶋　英機
１　決定年月日　平成24年３月26日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画の定めにより認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２１年（再）第２５０号
東京都渋谷区渋谷３丁目７番２号
再生債務者　インデュース株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成24年３月22日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２４年（再）第５０号
東京都練馬区上石神井３丁目12番19号
再生債務者　今井　榮一
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都中央区八重洲１丁目５番15号　田中八重洲ビル８階　小堀合同法律事務所　弁護士　加藤　一郎
平成24年３月22日
東京地方裁判所民事第20部
平成２４年（再）第５１号
東京都足立区綾瀬４丁目16番７号
再生債務者　株式会社サンロクカン
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都中央区銀座８－９－11　銀座天國ビル４階　ひいらぎ総合法律事務所　弁護士　清水　祐介
平成24年３月23日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２４年（再）第４７号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上734番地
再生債務者　株式会社阿しか里
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後３時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月20日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年５月25日から平成24年６月１日まで
東京地方裁判所民事第20部
平成２４年（再）第４９号
東京都江戸川区一之江７丁目14番14号
再生債務者　有原　洋之
１　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月20日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年５月25日から平成24年６月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第１０１号
東京都江東区東陽５丁目19番12号
再生債務者　株式会社マイハラ
１　決議に付する再生計画案　平成24年３月13日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年５月22日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年５月14日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年５月８日
平成24年３月22日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２３年（再）第１３号
名古屋市守山区幸心１丁目1308番地、開始時の本店所在地名古屋市守山区大字下志段味字池田810番地
再生債務者　株式会社アサヒグラフィックス
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年３月23日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（再）第２０号
大阪府堺市東区北野田314番地９
再生債務者　下出　宜精
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法202条２項各号に定める事由はない。
平成24年３月22日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２３年（再）第５２号
千葉県鴨川市横渚973番地１
再生債務者　株式会社鴨川ショッピングセンター
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年３月21日
東京地方裁判所民事第20部
平成２０年（再）第３８号
石川県金沢市彦三町１丁目13番43号
再生債務者　真柄建設株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年３月22日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第２５０号
東京都渋谷区渋谷３丁目７番２号
再生債務者　インデュース株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都千代田区丸の内２丁目４番１号　丸の内ビルディング23階2311区梶谷綜合法律事務所　弁護士　大澤加奈子
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
平成24年３月22日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第２３７号
埼玉県川口市末広３丁目６番12―110号　エルハイツ末広
再生債務者　仲　　大介
１　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月13日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月27日から平成24年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部
平成２４年（再イ）第１３号
埼玉県加須市東栄２丁目15番37号
再生債務者　大竹　建臣
１　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月13日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月27日から平成24年５月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部
平成２４年（再イ）第１２号
埼玉県日高市武蔵台７丁目６番地５
再生債務者　高木　　肇
１　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月13日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月27日から平成24年５月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２４年（再イ）第５３号
千葉市中央区千葉寺町732番地13　エステ・スクエア青葉の森４―902号
再生債務者　江原　勝彦
１　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月13日まで
４　一般異議申述期間　平成24年４月27日から平成24年５月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係